

【個人情報ファイル簿】

| | |
|-------------------------------|--|
| 個人情報ファイルの名称 | 住民記録台帳 |
| 実施機関の名称 | 市長 |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 市民協働部 市民課 |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 住民票の記載事項について、正確に記録するため。 |
| 個人情報の記録項目 | <p>1：氏名、2：出生の年月日、3：男女の別、</p> <p>4：世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄</p> <p>5：戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨、6：住民となつた年月日</p> <p>7：住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日</p> <p>8：住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日及び従前の住所</p> <p>9：個人番号、</p> <p>10：選挙人名簿に登録された者については、その旨、</p> <p>11：国民健康保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>12：後期高齢者医療の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>13：介護保険の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>14：国民年金の被保険者である者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>15：児童手当の支給を受けている者については、その受給資格に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>16：米穀の配給を受ける者については、その米穀の配給に関する事項で政令で定めるもの</p> <p>17：住民票コード</p> <p>18：前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項</p> |
| 記録される個人の範囲 | 市民 |

| | |
|------------------------------|--|
| 記録情報の収集方法 | 市民からの届出 |
| 要配慮個人情報の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 記録情報の経常的な提供先 | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | (名称) 総務課 総務係 (所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室 |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | 根拠法令：住民基本台帳法施行令 内 容：住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の規定により修正することができます。 |
| 個人情報ファイルの種別 | <input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル） |
| 備考 | |

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。